

# コモディティ・セレクション(食糧)

追加型投信/海外/その他資産(商品先物)

投資信託説明書(交付目論見書)  
使用開始日 2012年1月13日

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



| 商品分類    |        |               | 属性区分                    |      |              |           |       |
|---------|--------|---------------|-------------------------|------|--------------|-----------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産                  | 決算頻度 | 投資対象地域       | 投資形態      | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 海外     | その他資産(商品先物)   | その他資産(投資信託証券(債券・その他資産)) | 年4回  | グローバル(日本を除く) | ファミリーファンド | なし    |

商品分類及び属性区分の内容は社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

## 岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号  
設立年月日:1964年10月6日 資本金:10億円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:9,282億円  
(資本金、純資産総額は2011年11月末現在)

### 照会先

[フリーダイヤル]

**0120-048-214**

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

[ホームページ]

<http://www.okasan-am.jp>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

## 住友信託銀行株式会社

※関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行および中央三井アセット信託銀行と合併し、三井住友信託銀行となる予定です。

●この目論見書により行うコモディティ・セレクション(食糧)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年1月12日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成24年1月13日に生じております。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

●本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

●ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

## 〈ファンドの目的〉

主としてアグリカルチャー・インデックスマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックスの円換算後の騰落率に価格が連動するユーロ円建て債券に投資し、当該インデックスが表す世界の農作物関連の商品市況の動きを概ね捉えることを目標に運用を行います。

※ファンドでは、「Dow Jones-UBS Agriculture Subindex<sup>SM</sup>」を「ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックス」といいます。

## 〈ファンドの特色〉

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックスの円換算後の騰落率に価格が連動するユーロ円建て債券（以下、「ユーロ円建て債券」といいます。）に投資します。

### ユーロ円建て債券

ファンドが組入れるユーロ円建て債券は、取得時において、原則としてA格相当以上の格付を得ている信用度の高い債券、もしくは、委託会社が同等の信用力を有すると判断した債券とします。ユーロ円建て債券は、ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックスの円換算後の騰落率に価格が連動するように設計された仕組債であり、主として、以下のような特徴を有しています。

- ① ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックスの変動の影響を受けて、価格が変動します。
- ② 為替（米ドル／円）相場の変動の影響を受けて、価格が変動します。
- ③ ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックスの変動または為替（米ドル／円）相場の変動の影響を受けて、償還元本は額面価格を下回る可能性もあります。

### 「ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックス」とは

CME Group Index Services LLCの許諾商標であるDow Jones指数とUBS Securities LLCの共同商品であるダウジョーンズUBSコモディティ・インデックスのサブ・インデックスです。

ダウジョーンズUBSコモディティ・インデックスを構成する、小麦、とうもろこし、大豆、砂糖、綿、コーヒー、大豆油の7つの品目の商品先物から構成され、ダウジョーンズUBSコモディティ・インデックスに準じて各品目の構成比率が決定されます。

ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックスを構成する品目、その構成比率は、一定のルールに基づいて、原則として1年に1回見直しが行われ、毎年、1月から適用されます。

### 2012年のダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックス の構成セクター・構成品目・構成比率

2012年の構成セクター、構成品目、構成比率は、以下のとおりです。なお、構成比率は、2012年初に適用される構成比率であり、その後の各構成品目の先物価格の変動により、構成比率は変動します。

| セクター | 品目     | 2012年基本構成比率 |         |
|------|--------|-------------|---------|
|      |        | セクター別       | 品目別     |
| 穀物   | 小麦     | 61.53%      | 16.31%  |
|      | とうもろこし |             | 21.93%  |
|      | 大豆     |             | 23.29%  |
| 植物油  | 大豆油    | 11.09%      | 11.09%  |
| 農産物  | 砂糖     | 27.39%      | 12.36%  |
|      | 綿      |             | 6.57%   |
|      | コーヒー   |             | 8.46%   |
| 合計   |        | 100.00%     | 100.00% |

※構成比率は小数点第3位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。  
(出所) Dow Jones & Company, Inc. のデータを基に岡三アセットマネジメント株式会社が作成。

# ファンドの目的・特色

## ダウジョーンズUBSアグリカルチャー(農作物)サブ・インデックスの著作権等について

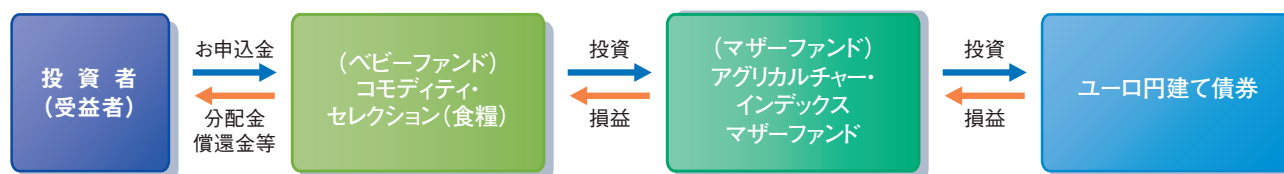
「Dow Jones-UBS Commodity Index<sup>SM</sup>」、「Dow Jones-UBS Agriculture Subindex<sup>SM</sup>」および「DJ-UBS商品指数<sup>SM</sup>」は、CME Group Index Services LLC（以下「CME指数」といいます。）の許諾商標であるDow Jones指数とUBS Securities LLC（以下「UBS」といいます。）の共同商品であり、使用ライセンスが供与されています。「Dow Jones<sup>®</sup>」、「DJ」、「Dow Jones指数」、「UBS」、「Dow Jones-UBS Commodity Index<sup>SM</sup>」、「Dow Jones-UBS Agriculture Subindex<sup>SM</sup>」および「DJ-UBS商品指数<sup>SM</sup>」は、Dow Jones Trademark Holdings, LLC（以下「ダウ ジョーンズ」といいます。）あるいはUBS AGのサービスマークであり、岡三アセットマネジメント株式会社による一定の目的のために使用が許諾されています。当商品は、ダウ ジョーンズ、UBS、CME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社により支援、是認、販売または宣伝されていません。ダウ ジョーンズ、UBS、CME指数またはこれらの関係会社のいずれも、受益者または公衆に対し、当商品への投資の適否について明示的にも暗示的にも、いかなる表明または保証も行っておりません。

- ユーロ円建て債券の実質組入比率は、高位を保つことを基本とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

## 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 分配方針

年4回、1月、4月、7月、10月の各月の15日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。



- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。
- 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

## 〈基準価額の変動要因〉

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、ユーロ円建て債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

## 主な変動要因

### ● インデックスの変動リスク

ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックスの下落の影響によりユーロ円建て債券の価格が下落することで、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

### ● 為替変動リスク

ファンドが投資するユーロ円建て債券は、ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックスの円換算後の騰落率に価格が連動しますので、円換算の際に使用する為替（米国ドル/円）相場の変動により、価格が変動することになります。

米国ドルに対して円高は、ユーロ円建て債券の価格の下落要因となり、一方、米国ドルに対して円安は、ユーロ円建て債券の価格の上昇要因となります。

したがって、米国ドルに対する円高の影響によりユーロ円建て債券の価格が下落することで、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

## その他の変動要因

### 信用リスク、金利変動リスク、銘柄集中リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

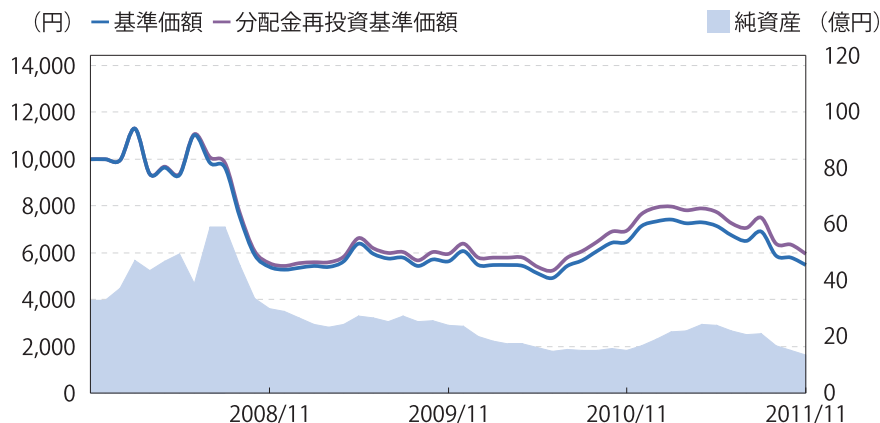
## 〈その他の留意点〉

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックスが表す世界の農作物関連の商品市況の動きを概ね捉えることを目標に運用を行います。当該インデックスとの連動を保証するものではありません。

## 〈リスクの管理体制〉

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

## 基準価額・純資産の推移(2007年12月27日～2011年11月30日)



※基準価額は信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。  
 ※2008年9月18日、19日の基準価額および純資産総額は公表しておりません。

## 2011年11月30日現在 分配金の推移

|          |      |
|----------|------|
| 2011年10月 | 30円  |
| 2011年7月  | 30円  |
| 2011年4月  | 30円  |
| 2011年1月  | 30円  |
| 2010年10月 | 30円  |
| 設定来累計    | 620円 |

※上記分配金は1万口あたり、税引前です。

## 主な資産の状況

### 資産配分

| 資産    | 純資産比率   |
|-------|---------|
| 債券    | 94.11%  |
| その他資産 | 5.89%   |
| 合計    | 100.00% |

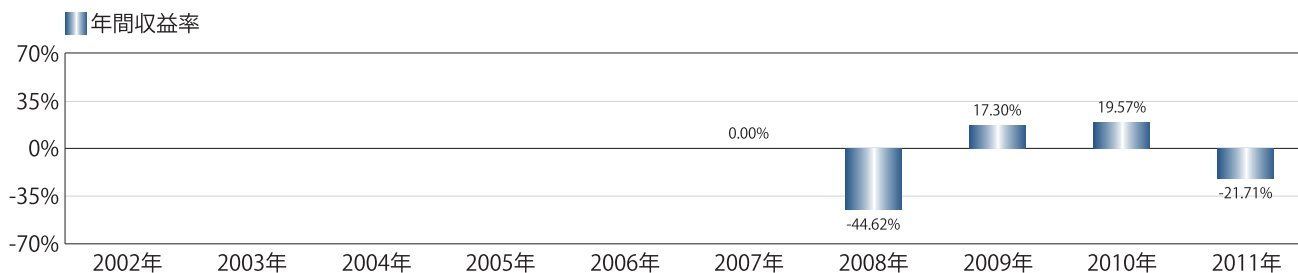
※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

## 組入上位銘柄 (アグリカルチャー・インデックスマザーファンド)

| 銘柄名                      | 資産種類 | 償還日        | 純資産比率  |
|--------------------------|------|------------|--------|
| SG-AGRICULTURE 20121130  | 社債券  | 2012/11/30 | 49.49% |
| UBS-AGRICULTURE 20121130 | 社債券  | 2012/11/30 | 47.01% |

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。  
 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

## 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※2007年はファンドの設定日から年末まで、2011年は11月末までの騰落率を示しています。  
 ※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計(税引前)の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 〈お申込みメモ〉

|                   |   |
|-------------------|---|
| 購入単位              | <p>「分配金受取りコース」<br/>1万口以上1万口単位 または1万円以上1円単位</p> <p>「分配金再投資コース」<br/>1万円以上1円単位</p> <p>※販売会社が別に定める購入単位がある場合は、当該購入単位とします。取扱いコース及び購入単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にご確認ください。</p> |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額   |
| 購入代金              | <p>販売会社の定める期日までにお支払い下さい。</p> <p>※詳しくは販売会社にご確認ください。</p>  |
| 換金単位              | <p>販売会社の定める単位</p> <p>※詳しくは販売会社にご確認ください。</p>   |
| 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額  |
| 換金代金              | 換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。  |
| 申込締切時間            | 原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。  |
| 購入の申込期間           | <p>平成24年1月13日から平成25年1月12日まで</p> <p>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。</p>  |
| 換金制限              | ありません。  |
| 購入・換金申込不可日        | <p>以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日</li> <li>・ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックスが算出・公表されない日</li> </ul>      |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。   |
| 信託期間              | 原則として無期限（平成19年12月27日設定）   |
| 繰上償還              | 受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、ダウジョーンズUBSアグリカルチャー（農作物）サブ・インデックスが改廃となった場合等には繰上償還となることがあります。   |
| 決算日               | 1月、4月、7月、10月の各月の15日（休業日の場合は翌営業日）  |
| 収益分配              | <p>年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。</p> <p>「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。</p>   |
| 信託金の限度額           | 5,000億円   |
| 公告                | <p>原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。</p> <p><a href="http://www.okasan-am.jp">http://www.okasan-am.jp</a></p>  |
| 運用報告書             | 4月、10月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。   |
| 課税関係              | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。</p> <p>益金不算入制度、配当控除の適用はありません。</p> <p>税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。</p>   |

## 〈ファンドの費用・税金〉

### ファンドの費用

| ● 投資者が直接的に負担する費用      |   |
|-----------------------|---|
| 購入時手数料                | <p>購入金額（購入価額 × 購入口数）に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額</p> <p><b>有価証券届出書提出日現在の購入時手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。</b>購入時手数料率は変更となる場合があります。</p> <p>※詳しくは販売会社にご確認下さい。</p>   |
| 信託財産留保額               | <b>1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額 × 0.30%</b>  |
| ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |   |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)      | <b>純資産総額 × 年率1.3125% (税抜1.25%)</b>  |
|                       | (委託会社) 年率0.63% (税抜0.60%)  |
|                       | (販売会社) 年率0.63% (税抜0.60%)  |
|                       | (受託会社) 年率0.0525% (税抜0.05%)  |
| その他費用・手数料             | <p>監査費用: 純資産総額 × 年率0.0126% (税抜0.012%)</p> <p>-----</p> <p>有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用を間接的にご負担いただきます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。</p> |

※運用管理費用（信託報酬）、監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料（監査費用は除きます。）はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

## 税金

・税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

・個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期           | 項目       | 税金  |
|--------------|----------|---|
| 分配時          | 所得税及び地方税 | <p>配当所得として課税</p> <p>普通分配金に対して10%</p>                |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | <p>譲渡所得として課税</p> <p>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%</p> |

※上記は、平成23年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



岡三アセットマネジメント

# 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面、および目論見書の内容を十分お読みください。

## 当ファンドに係る手数料等について

手数料等は目論見書に記載されておりますが、その他費用については、運用状況等により変動しますので、事前に金額、計算方法等を記載することができません。

また、お客様にご負担いただく費用の総額は、保有期間等により異なりますので、記載することができません。

## 当ファンドは、クーリング・オフの対象とはなりません

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

## 当ファンドの販売会社の概要

|          |   |
|----------|---|
| 商号等      | 岡三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 53 号              |
| 本店所在地    | 〒103-8278 東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号                 |
| 加入協会     | 日本証券業協会   |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター                     |
| 資本金      | 50 億円   |
| 主な事業     | 金融商品取引業   |
| 設立年月     | 平成 15 年 4 月                                     |
| 連絡先      | 岡三カスタマーセンター 0120-390603<br>又はお取引のある本支店にご連絡ください。 |